

事 務 連 絡
令和 6 年 1 月 30 日

各 { 都道府県 }
 { 指定都市 } } 保育主管部(局) 御中

こども家庭庁成育局成育基盤企画課

保育士特定登録取消者管理システムを利用する施設等への
利用者情報登録の周知について（依頼）

保育施策の推進につきまして、日頃より格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。
保育士特定登録取消者管理システム（以下、「データベースシステム」という。）については、令和 5 年 12 月 22 日の自治体説明会においてご案内させていただいたところですが、今回、データベースシステムを利用する施設等への利用者情報登録の周知について、下記のとおり依頼させていただきます。

各都道府県及び指定都市（以下、都道府県等という。）におかれましては、各施設類型（別添 1）の所管課に展開の上、当該所管課を通じて必要に応じて市区町村（中核市含む。）を經由し、各施設に周知をお願いします。

なお、今回の依頼内容も含め、本年 1 月 31 日開催の「保育士特定登録取消者管理システム説明会」（アーカイブ配信あり）において、データベースシステムの運用方法等についてご説明させていただきます。

担 当：こども家庭庁成育局
成育基盤企画課
保育士対策係

記

【利用者情報登録の考え方】

児童福祉法第 18 条の 20 の 4 に基づき、保育士を任命又は雇用する者(以下「採用責任者」という。)は、保育士を任命又は雇用するに当たり、保育士特定登録取消者管理システム(R 6. 4 稼働予定)を活用することが義務付けられました。

当該規定を踏まえ、データベースシステムを利用する施設・事業所及び自治体に対して、利用者情報(採用責任者情報等)の登録をお願いするものです。

なお、機微な個人情報を扱うシステムであることから、登録いただいた採用責任者に対し、1 つの ID を付与いたします。

【作業内容】

(概略)

現在、ID 付与によりデータベースシステムを活用する施設類型について、別添 1 に記載の施設等としています。

今回の作業は、都道府県等におかれましては、施設類型にお示しした施設等に対し、以下【入力用 URL】を周知いただき、当該施設等及び自治体の採用責任者におかれましては、データベースシステムを利用する者として、電子フォームにより利用者情報の登録をしていただく作業となります。

都道府県等におかれましては、別添 1 に記載の施設等の施設所管課を通じて、対象施設に【入力用 URL】を送付いただくことをお願いいたします。

また、各施設等及び自治体の担当者が電子フォームに入力した利用者情報については、直接こども家庭庁への送信により提出されるものですので、都道府県等による取りまとめ作業は発生いたしません。

※電子フォーム入力にかかる所要時間は、採用形態により差異はありますが、例えば、私立の保育所 1 施設に採用責任者が 1 名いる場合であれば、おおむね 5 分弱程度で入力が完了するものです。

(周知行程)

1. 都道府県等は所管する施設等に対し、本周知依頼を送付。

(必要に応じて、市区町村(中核市含む。)を経由してご周知ください。)

2. 依頼のあった施設又は法人若しくは自治体において、利用者(採用責任者)を選定し、添付のリンク【入力用 URL】から施設等利用者情報を登録。

利用者情報登録の考え方等については、別添 2 及び電子フォーム入力例を参照。

※ 電子フォームに必要情報を入力いただき、送信を押すと、直接こども家庭庁に入力情報が送信されます。作業はこれで完了となります。

※ 県立の施設であれば、県の採用責任者が、以下【入力用 URL】から電子フォームにより利用者情報を登録していただくこととなります。また、市立の施設であれば、市の採用責任者が、私立であれば、法人本部又は施設の採用責任者が

電子フォームから利用者情報の登録をしていただくこととなります。

3. こども家庭庁は、入力されたデータを集計し、各都道府県等の施設等所管課に確認依頼を送付（後日依頼予定）
4. こども家庭庁は、入力されたデータを元に、利用者（採用責任者）にID（アカウント）を送付。
5. 利用者（採用責任者）はIDをもとに初回ログインを実施。

【入力作業対象者】

各施設等におけるデータベースシステム利用者

- ・ 保育士を任命雇用する採用責任者
- ・ 公立・私立含む。

【入力用 URL】

公立施設と私立施設で入力フォームを分けておりますので、以下からアクセスし、必要事項を入力の上、送信してください。

（公立施設の場合）

URL : <https://forms.office.com/r/cYVW3SUkpU>

（私立施設の場合）※公設民営、指定管理を含む

URL : <https://forms.office.com/r/p20mDgXZ0e>

【入力締切】

令和6年2月22日（木）16時00分

【その他】

- ・ 入力方法についての疑義がある場合は、以下のフォームからお問い合わせください。よくあるご質問として、こども家庭庁ホームページ上にFAQを掲載し、随時回答いたします。

（問い合わせフォーム）

URL : <https://forms.office.com/r/pWx8TZH4NE>

- ・ 都道府県資格管理者向け登録依頼（特定登録取消者情報の登録用ID）は、別途後日依頼しますのでご承知おきください。